

相続支援の拠点を開設

家主高齢化で相談増見込む

日本財託

不動産の販売・管理を行う日本財託（東京都新宿区）は11月4日、全国相続サポートセンターに加盟し、「日本財託相続サポートセンター東京」を開設した。これにより、管理オーナーからの相続相談への対応を強化する考えだ。

日本財託相続サポートセンター東京では、生前の相続対策から相続後の手続き、相続税の申告手続き支援など、相続にまつわるさまざまな相談を受け付ける。相続に関するオーナー向けのセミナーも開催する。

全国相続サポートセンターは、三好不動産（福岡市）の関連会社である福岡相続サポートセンター（同）が運営する、相続事業のフランチャイズチェーン（FC）だ。11月25日時点で全国の管理会社78社が加盟し、相続実務におけるコンサルテーションを受けている。

日本財託はこれまで、管理オーナーのサポート業務を行う事務局でオーナーが亡くなった際の相続の相談を受けてきた。同社のアセットプランニング課では家族信託の組成も行っており、組成実績は164件に及ぶ。これらを集約し、対外的な代表窓口として相続サポートセンター東京を運営

の需要がさらに伸びるとみて、同FCへの加盟を決定。

12月3日には初回のオーナー向けセミナーを開催した。全6回のシリーズで、1期につき定員30人で募集したところ、予定していた2期分が即日満席になったという。第3期は2023年3月から行う予定だ。

「当面は相続について理解してもらうことに力を入れる。ほか加盟店の優良事例を参考にしていきたい」（猪熊センター長）